

玄海原子力発電所3号機 長期施設管理計画について

○長期施設管理計画は、改正原子炉等規制法の施行日（2025年6月6日）から運転開始40年到達までの期間について、2024年3月13日に原子力規制委員会から認可を受けた原子炉施設保安規定に添付した高経年化技術評価書を基に策定した。

○また、高経年化技術評価書の内容に加え、以下の内容を追加し策定している。

- ・製造中止品に対する管理（サプライチェーンの管理）

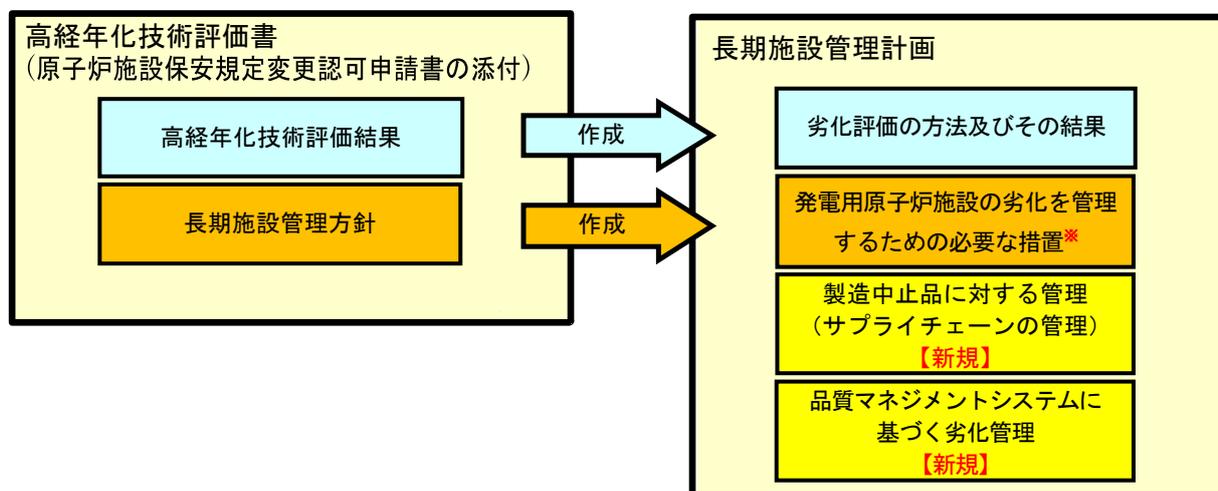
発電所の機器や構造物の機能を維持するため、製造中止品に対する管理として、メーカーや他の電力会社と情報共有し対応策を検討するなどの措置を定めた。

- ・品質マネジメントシステムに基づく劣化管理

原子炉施設保安規定に定めている品質マネジメントシステムをもとに、劣化管理に係る点検、評価及び追加する措置などの一連のプロセスを定めた。

- ・特別点検に基づく技術評価

玄海3号機の原子炉本体（運転開始：1994年3月）よりも長期間使用している雑固体焼却炉建屋（使用開始：1981年11月）については、使用開始から43年を経過しているため、特別点検を実施することとし、2025年度中に点検結果に基づく技術評価を行うことを定めた。



※雑固体焼却炉建屋の特別点検の内容を含む

【記載内容のイメージ】

- 「発電用原子炉施設の劣化を管理するための必要な措置」として、以下の追加保全策を定めた。

【追加保全策の内容】

対象機器	考慮した 経年劣化事象	追加保全策
原子炉 容器	中性子 照射脆化	今後の原子炉の運転時間・照射量を勘案して、第4回監視試験の実施計画を策定する。
原子炉 容器等	低サイクル 疲労	過渡回数の実績を継続的に確認し、運転開始後60年時点で推定される過渡回数を上回らないことを確認する。
炭素鋼 配管	腐食	今後の配管肉厚実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。
低圧 ケーブル	絶縁低下	絶縁低下の可能性が否定できないケーブルについて、事前にとりかきを実施する。

以上